

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、かねてより社外取締役の選任をし、また社外監査役を迎えて監査役会の機能強化をはかり、経営の透明性の向上やコーポレート・ガバナンスの充実のため、取締役ならびに取締役会に対する経営管理体制の整備をはかってまいりました。

今後もコーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、諸施策に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則について実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱瓦斯化学株式会社	1,045,000	38.04
東洋紡株式会社	849,500	30.92
菱陽商事株式会社	195,500	7.12
日本ユピカ社員持株会	70,671	2.57
糺 英夫	27,000	0.98
株式会社ちゅうえき	21,900	0.80
INTERACTIVE BROKERS LLC	21,100	0.77
山田石油株式会社	17,500	0.64
小澤塗料工業株式会社	17,200	0.63
橋長 教行	17,100	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主を有しないため、該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川 博史	他の会社の出身者											
金子 一彦	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 博史	○	---	経営管理に関する豊富な知識と経験に基づいた客観的な判断を期待。また、当社との特別な利害関係は無く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定。
金子 一彦		---	東洋紡株式会社の化学技術の豊富な知識と経験に基づいた客観的な判断を期待。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会及び取締役会において、会計監査人から会社法、金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けております。また、内部監査部門として監査室を設置し、監査役と連携しコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鍵和田 進	他の会社の出身者									○				
夏原 豊和	他の会社の出身者									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鍵和田 進		----	三菱瓦斯化学株式会社での国内外における経営管理の豊富な知識と経験に基づいた客観的な判断を期待。
夏原 豊和		----	東洋紡株式会社での経営管理に関する豊富な知識と経験に基づいた客観的な判断を期待。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現行報酬制度で可と判断している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書にて、取締役報酬、監査役報酬及び社外役員報酬を開示しております。

[2019年3月期]

取締役を支払った報酬87百万円 (社外取締役を除く)

監査役を支払った報酬7百万円 (社外監査役を除く)

社外役員に支払った報酬5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。その内容は、取締役及び監査役の年間報酬総額を株主総会の決議で決定しており、各役員の報酬については社内規程に従い取締役会又は監査役会で担当職務等を総合的に勘案して決定する方針であります。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1993年6月23日であり、決議の内容は取締役の年間報酬総額の上限を1億20百万円 (定款で定める取締役の員数14名以内とする。提出日現在は7名)、監査役の年間報酬総額の上限を36百万円 (定款で定める監査役の員数4名以内とする。提出日現在は4名) とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の上限以内において、各取締役の担当職務、役職等を総合的に判断し、各取締役の報酬等を決定することに限ります。

当社の監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された監査役の年間報酬総額の上限以内において、各監査役の担当職務、役職等を総合的に判断し、各監査役の報酬等を決定することに限ります。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

定例の取締役会において、3ヶ月毎に各部門長より現状報告をすることとしております。

取締役会に欠席の際は、取締役会資料を送付し、必要あれば説明等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役制度採用会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

[取締役会]

取締役会は月1回開催し、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、また業務執行状況を監督する機関と位置づけ運用を行っております。

[監査役会]

監査役会は3ヶ月に1回開催し、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

[内部監査及び監査役監査]

内部監査は社長直属の監査室 (2名) により実施しております。監査役監査は常勤監査役1名非常勤監査役3名により取締役会や社内の重要会議への参加等により監査を実施しております。

[会計監査]

会計監査は、東陽監査法人との間で監査契約を締結し、期末及び期中に監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。経営の透明性やコーポレート・ガバナンスの充実のために、社外取締役及び社外監査役を迎え、取締役会及び監査役会における機能強化及び経営管理体制の強化をはかっております。このことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、企業統治の体制として十分に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送に努めております。 第42回定時株主総会 発送日2019年5月29日、開催日2019年6月21日 また、発送日の3日前(2019年5月26日)より、当社ホームページにてWEB開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会開催日を設定する際には、集中日を避け設定をするよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算内容及び今後の方針に関する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、決算短信、決算説明会資料等の掲載をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、取引先、消費者、株主、投資家等の様々なステークホルダーの立場を尊重し行動する よう、「企業行動憲章」「企業行動基準」を定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

(基本方針)

当社は、内部統制構築に関し、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」の4項目を達成するため、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の内部統制を適切に構築・整備・運用する。また、「会社法に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他必要な体制（内部統制システム）の整備」並びに「金融商品取引法に定める内部統制報告制度」について正確かつ適切に対応する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定める。また、その徹底を図るために「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

監査室は監査役とも連携してコンプライアンス体制の維持管理状況を確認し、法令及び定款上の問題点の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制の見直しを行い、問題点を把握し、改善を実施する。

「コンプライアンス規程」を制定して、コンプライアンス上 疑義ある行為について、取締役及び使用人が社内の通報窓口または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を運用し、また、それを告発しても、会社は通報内容を秘守し通報者に不利益な扱いを行わないものとする。監査室は職務の執行状況を確認するため、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。また、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応し、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

各部門のリスク管理状況については監査を実施し、その結果を取締役会及び取締役会に準ずる会議体に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行い、問題点を把握し、改善を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時に取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況を監督等行うほか、必要あれば適宜随時に開催するものとする。

各事業部門は年次事業計画に基づいて目標達成のために活動し、定期的に業績のレビューと改善策を報告し、具体的な施策を実施する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るよう指導・支援する。以上の事柄については、当社の主管部門が定期又は随時に報告を受ける。

当社と子会社との取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし、適正なものとなるよう、監査室及び経理担当部門が連携し、十分な情報交換と対策を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とした場合、当該使用人を置く。

当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属するものとする。また、当該使用人の任命、解任、評価、異動その他人事権に係る事項の決定は、監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する法令若しくは定款違反、不正行為の事実又は当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。前記に関わらず、監査役は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対し説明・報告を求めることができるものとする。

監査役は、代表取締役、監査室及び会計監査人と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わないものとする。

監査役から、その職務の執行について生じる費用の請求があった場合は、当該費用が適正でない場合を除き、これに応じるものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。また、その旨を「企業行動憲章」及び「企業行動基準」に定める。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引は一切行わず、その組織、団体等からの不当な要求には妥協せず、個人的な利益供与も一切受けないことを基本姿勢とし、「企業行動憲章」、「企業行動基準」にて、社会秩序や市民生活、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは、一切の関係を断絶し、毅然とした態度で対応する旨を定め、徹底を図っております。

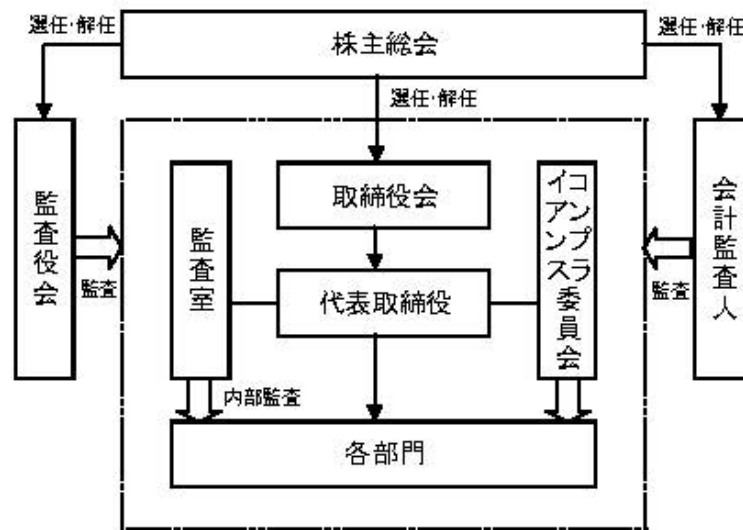
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

